

## 《確定申告に必要なもの(一例)》

### ■印鑑

(納税となる方は、預金通帳登録印)

### ■申告書

(お手元がない方は申告会場のものをご利用ください)

### ■源泉徴収票原本【コピー不可】

(給与所得者・公的年金受給者)

### ■収支内訳書

(営業所得・農業所得・不動産所得のあった方)

### ■売買契約書および譲渡にかかる必要経費の領収書

(土地建物の譲渡による所得があった方)

### ■国民年金保険料控除証明書、生命保険など各種

保険料控除証明書、障害者手帳など

(各種控除を受ける方)

### ■還付金振込金融機関(本人名義)の口座番号など

がわかるもの(還付を受ける方)

### ■本人確認書類

(マイナンバーカードまたは番号確認書類十身

元確認書類※)

### ■番号確認書類(個人番号通知カード、個人番号

が記載された住民票の写し、個人番号が記載さ

### ■身元確認書類(運転免許証、旅券、身体障害者手

帳、年金手帳、公的医療保険の被保険者証など

### ■代理の方が申告する場合は、代理人の身元確認

書類および(別世帯の方は)委任状など代理権確

認書類も必要です。

## 税理士による無料税務相談所を開設します!

○開設期間…2月16日(金)～2月28日(水) ※土日除く

○開設時間…午前9時30分～正午/午後1時～4時

○ところ…**■アピセ・関**または**美濃加茂市文化会館(美濃加茂市島町2-5-27)**

※原則、収支内訳書などの作成相談を行います。

■**郡上市八幡防災センター(郡上市八幡町島谷2-2-8)**

※確定申告書の作成相談を行います。

○対象者…前年分の所得金額が3百万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成27年分の課税売上高が3千万円以下の方、給与所得者および年金受給者の方。  
(ただし、譲渡・山林所得がある方、贈与税の申告をする方は除きます)

## 《ご注意いただきたいこと》

■医療費控除を申請される方は、「医療費控除の

明細書」の事前作成が必要となります。

(様式は、役場町民課住民税係および各出張所

に備えてありますのでご利用ください)

■平成29年中は無収入でも、平成30年度に所得証

明などが必要と思われる方や、町営住宅に入居

されている18歳以上の方は、必ず住民税(町民

税・県民税)の申告を行ってください。

■確定申告の必要がない場合でも、住民税(町民

税・県民税)の申告をすることで、国民健康保

険税や後期高齢者医療保険、介護保険料などが

軽減される場合があります。

■国外居住親族にかかる各種控除を受ける場合に

は、親族関係書類および送金関係書類の添付ま

たは提示が必要となります。

## 《お問い合わせ先》

### 関税務署

☎0575-222233 ※自動音声案内

・所得税、消費税などの確定申告および贈与税などの申告に関するご相談は「0」を、国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」をお選びください。  
(平成30年3月15日(木)までご利用できます)

